

認定放送持株会社制度と マスメディア集中排除原則に係る主な議論

平成25年6月19日

事務局

目次

1. 民間放送を取り巻く環境	3
(1) テレビを取り巻く環境	4
(2) ラジオを取り巻く環境	5
2. 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方	6
(1) 認定放送持株会社制度の現時点での評価	7
(2) 制度見直しへの基本的な視点	8
(3) 具体的な見直しの方向性	10
ア 議決権保有規制	10
イ 役員兼任規制	13
ウ 認定放送持株会社制度の12地域特例（「12」の枠の在り方）	14
エ 資産割合制度	15
オ マスメディア集中排除原則の衛星基幹放送に係る特例	16
カ ラジオを取り巻く状況への対応	17

1. 民間放送を取り巻く環境

(1) テレビを取り巻く環境

- ・ BS放送開始以前、衛星放送による「ローカル局炭焼き小屋論」というのが語られたが、実際には、地上波とBSは視聴の特徴が大きく異なり、棲み分けができています。

(株電通)

- ・ テレビ局には、経済の論理もある一方、まだ地域ごとに自分の地域のテレビ局という、県民意識などが残っている。そこを考える必要がある。

(橘総務大臣政務官)

- ・ 広告市場は成熟し、放送外の収入もなかなか伸びが期待できず、インターネットや海外展開も売上に貢献できる段階ではない。当面は、次の成長に向けた基盤づくりの局面としてビジネスモデルの再構築が必要。

(株みずほコーポレート銀行)

- ・ リーマンショック後の経費削減に伴い、制作をやめたローカル番組が少なからずあったが、制作を一旦止めてしまうと、人材やノウハウが続かず、再開が困難となり、地方からの情報発信が失われてしまう。

(株電通)

- ・ ローカル局は、地域の映像コンテンツ制作能力、地域の流通との太いパイプ、地域特有のキャスティング能力、消費者との距離が近い、といった独自の強みを持っており、それを活かすことが重要ではないか。

(株電通)

- ・ 良質なコンテンツの開発や高度化する放送サービスへの対応は放送局の生命線。そのために必要なコストは削れず、むしろ増やしていかなければならない。

(株テレビ新広島)

(2) ラジオを取り巻く環境

- ・ ラジオの売上高は、2012年度末予測が、ピーク時の約半分。売上減に比例して経費を減らしつつ経営を持続させてきたが、経常利益率はここ数年ほぼゼロ。

(日本民間放送連盟研究所)

- ・ ラジオの再編事例は、60年の歴史の中で恒常的にあるものではなく、2010年以降に出ている点、現在の制度で可能な再編の手法をラジオ事業者は大体取っている点に注目すべき。

(株みずほコーポレート銀行)

- ・ ラジオは、復興特需で11年度は被災地のラジオが大幅増。ただし番組制作費が大きく、利益の面には反映せず。また2011年の反動で、2012年度は減収見込み。

(日本民間放送連盟研究所)

- ・ 災害時における24時間体制での最新情報の発信は、広告の効果や効率とは一線を画したラジオの大きな存在意義。

(株電通)

- ・ 災害時のラジオの重要性には現在、注目が集まっているものの、ラジオを取り巻く環境はいまだ厳しい状況下であり、今後もこの傾向が続くことが予想される。

(日本民間放送連盟)

- ・ インターネットを活用したラジオの取組としてradikoの月間のユニークユーザー数が堅調に増加しているものの、ラジオメディアの価値向上、ラジオ広告の再価値化のためには、まだ時間と工夫が必要という現状。

(株電通)

2 認定放送持株会社制度と マスメディア集中排除原則の在り方

(1) 認定放送持株会社制度の現時点での評価

- ・ 認定放送持株会社化により、地上テレビ局、系列ネットワーク局、BS局、各社の経営基盤が強化されたほか、グループとしての迅速な業務運営の実現、人的移動の自由度向上等につながっている。

(株)フジメディア・ホールディングス、(株)東京放送ホールディングス、日本テレビホールディングス(株)

- ・ 認定放送持株会社の設立により、地上波放送、BS放送、CS放送でコンテンツ価値の最大化を図ることが可能となった。

(株)テレビ東京ホールディングス、日本テレビホールディングス(株)

- ・ ラジオには迅速かつ独立した意思決定が必要だが、テレビ局の子会社ではそれが困難。両者を水平に置いて、それぞれ事業の形態に合わせた経営ができるようにして、持株が束ねることのできる認定放送持株会社制度が、グループ運営に最適と考えた。また、近い将来起こりうるメディアの再編に企業グループとして備えるにも有効と判断。

(中部日本放送(株))

- ・ 認定放送持株会社の目的は、グループ内と系列間の連携の強化と思う。関連会社となった弊社から見た場合、まず、株主資本の安定化を実感。また、認定放送持株会社に合わせた四半期決算のために、より透明性の高い事業運営を目指すことになった。このことは、コスト管理や設備投資の効率化に役立っただけでなく、コンプライアンスを含めた内部統制面でも当社の企業体質強化、社員意識向上に役立った。

(株)テレビ新広島)

(2) 制度見直しへの基本的な視点①

【制度の位置付け】

- ・ 放送事業者の経営問題に機動的に対処する一方で、公共的な性質としての放送サービスを切れ目なく提供するための使いやすい制度になっているのかということを検証する必要がある。
(小塚構成員)
- ・ 認定放送持株会社の活用メリットは、経営資源の効率化、資金調達を容易にすることにあると記憶。(※大谷構成員は制度導入当時の検討に参加)
(大谷構成員)
- ・ 認定放送持株会社制度については、このような制度がなければ、むしろ多様性、多元性の確保が困難となるという背景があって導入されたのだらうと思う。
(山本構成員)

(2) 制度見直しへの基本的な視点②

【規制緩和への考え方】

- ・ 今後の中長期的なメディア環境の変化、競争の激化を考えると、基幹放送としての役割を果たし続けるために、経営の自由度、選択肢、柔軟度を増やしておきたい。そのためにもマス排のさらなる緩和を要望したい。

(日本民間放送連盟)

- ・ いろいろ規制緩和を要望しているが、現行制度は多元性・多様性・地域性の三原則を確保するための構造規制として存在している。その規制を外すのであれば、その代わりに行為規制をとということにもなり得る。それが番組編集の自由との関係で難しいというのであれば、代替的にどのような取組をするつもりなのか。自主自律的な取組を含めて何もしないということであれば、電波という公共財をどうやって使うのかという話にもなりかねない。

(新美構成員)

- ・ 持株会社制度といった組織論のお話をする際には、まず、何をやりたいかという事業戦略があり、それに基づいて組織論がある。やりたいことに対して一番適しているのであれば、持株会社制度を採用することになるのではないか。

(株みずほコーポレート銀行)

- ・ テレビについては、情報技術の多様化、社会のニーズの変化を踏まえて長期的に考える必要がある。ラジオほどには切迫した状況になく、前回の法改正等で行われた規制緩和の効果もフルには活かされていない。制度が活用されていない以上、今後すぐどうすべきかとの結論も出しにくい。

(山本構成員)

- ・ 資産要件を始め、様々な疑問も提示され、活発な議論をいただいたが、短期的な課題と、今全く使われていない12地域特例がどのようになっていくのかといった、短期的な課題を解決した後の中長期的に考えるべき課題があり、タイムスパンを分けて見る必要がある。ぜひ今後も議論を通じて、当面やるべき課題、また中長期的に応じていく課題については整理して欲しい。

(柴山総務副大臣)

- ・ 現場のニーズに適切に従った形での制度緩和を行うことが喫緊の課題であると考えている。支配の該当性の定義自体を変えることや、実際には使われていない認定放送持株会社特例の12地域枠の考え方については、中長期的な課題として考え方の整理を行う一方で、当面の実需のある規制緩和のニーズ部分にはしっかり対応していく形での整理をいただいた次第。

(柴山総務副大臣)

【多元性・多様性・地域性の確保】

- ・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形で発言するといった仕掛けがあったほうがよいと思う。

(小塚構成員)

- ・ 放送事業者に対して組織的な規定を入れるというのは、従来あまりしてこなかったことだが、例えば、緩和する部分についてはそれを入れるなど組み合わせて、在り方を考えていくというのは一つの検討課題。

(小塚構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / ア 議決権保有規制①

(ア) 放送対象地域が重複しない場合の議決権保有規制について

【緩和の要望】

- ・ 1/5から1/3への緩和後、規制緩和を利用して旧上限の1/5を超えた社は全国で12社あり、さらなる緩和で経営の自由度を増やす必要。また、認定放送持株会社制度において子会社化(議決権保有1/2超)が認められている一方、マス排原則では1/3までとなっており、この空白部分を埋めるためにも放送対象地域が重複しない場合の議決権保有規制の緩和が必要。
(日本民間放送連盟、(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ 1/5から約1/3への緩和を認定放送持株会社として初めて活用し、すでに系列局10社を1/5を超えて取得し、持分法適用関連会社とした。10社中6社が3割超、1/3の上限に張りついている事実を確認いただきたい。
系列局の株式放出の受け皿として認定放送持株会社を活用している面もある。系列局の株式が放出される理由は、局の業績が悪くなったのではなく、株主の業績が悪くなって株を手放すケースのほか、流動性がない放送株をもう持ちたくないとするケースがある。この問題は系列局発の問題ではなく、系列局の株主発の問題。
(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ 系列局の株式放出の問題の難しさは、株自体、非上場株式で譲渡制限がついていること等により、新たな引受け手が見つかりにくいこと、また、潤沢な会社があっても、それが放送局の株主としてふさわしいかどうかという問題があり、結果的に認定放送持株会社に持ち込まれた場合があった。
(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)テレビ新広島)
- ・ 当社固有の話かも知れないが、我々は、地元の大株主が株式を手放す事態はあまり懸念していない。
(北日本放送(株))

【支配の定義】

- ・ 独禁法では25%超保有、なおかつ第一位の株主であれば、実質子会社に該当。
(大久保構成員)
- ・ 経済法的な普通の考え方では、1/3の議決権を持っていて支配に当たらないとはなかなか言えないと思う。
(曾我部構成員)
- ・ 1/3に満たない場合でも筆頭株主であるケースの影響力は大きいだろう。中長期的には、1/4かつ筆頭株主といった基準にした方が望ましい気がする。
(曾我部構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / ア 議決権保有規制②

(ア) 放送対象地域が重複しない場合の議決権保有規制について(続き)

【1/3～1/2の議決権保有の緩和に関する考え方】

- ・ 地上基幹放送事業者の議決権の保有比率について緩和を求める意見に関して、現在、保有不可となっている部分(1/3～1/2)を保有可能とする方法としては、支配関係に該当しない1/3以下の部分を1/2まで引き上げる方法と、現在1/2超としている子会社の範囲を1/3超まで引き下げる方法があるのではないかと。後者の場合は12の放送対象地域の範囲内という限定が付く。
(山本構成員)
- ・ 子会社の範囲を1/3まで落とす形よりも、むしろ支配関係の基準を1/3から1/2まで上げる方法が放送事業者にとって柔軟に受け入れられるのではないかと。
(株)フジ・メディア・ホールディングス
- ・ 議決権保有比率が1/3から1/2の間ではグループ経営の効率性が十分に発揮できないというのではなく、(現在の子会社範囲の1/2よりも)もう少し低い比率でも、グループ経営の効率性は十分に発揮できるのではないかと。
もしそういえるのであれば、その範囲に合わせて(グループ経営による支配の範囲を)少し広げていく方が、実態にも合っているのではないかと。と思う。
(大久保構成員)
- ・ 議決権保有に係る規制の緩和は非常に大きな論点であり、本来は理論的にも詰めなければいけないが、当面、認定放送持株会社制度の中で対応していくことを考えれば、コンサバティブに考えて、12地域特例の枠の中で慎重に考えるべき。
(新美構成員、長谷部座長)
- ・ この議決権保有規制の問題は、本来は「どの比率までなら支配に該当しないのか」の問題として考えるべきと思うが、実際のニーズも不明であり、コンサバティブな打ち出し方をするものとして、一定の歯止めとして12の枠を活用するという趣旨から理解。
(小塚構成員)
- ・ 今は1/3から1/2の間は持てないので、そこを持てるようにするということが、ローカル局の大株主が株を放出した場合、引き取り手が1/3を超えて持てるようにしたいというニーズに対して、その突破口を作るという意味では規制緩和になることは理解できる。
(山下構成員)
- ・ 現に今、議決権保有率が1/2超での12地域特例の活用(の事例)が皆無ということなので、(1/3～1/2の議決権保有比率の緩和等について)12地域特例の枠内という方向性を打ち出されたときに、どれだけのニーズがあるのか、意見をいただいてみたい。
(大谷構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / ア 議決権保有規制③

(イ) 放送対象地域が重複する場合の議決権保有規制について

【緩和の要望】

- ・ 地上テレビについては、放送対象地域が重複する場合の議決権保有規制に関しても、現行の「1/10まで保有可能」の緩和要望があった。議決権保有が1/10までだと、株式の引受先が動きにくいとの声があり、機動的な経営のためにこの緩和が必要とのこと。

(日本民間放送連盟)

- ・ 同じ県域、同じ地域での再編が不可となっている点は、伝送路の効率化などのコストメリットの観点から考えれば、今後の論点としては必要。

(株みずほコーポレート銀行)

- ・ もし本当に困った局を救わなければならない状況になったときは、同一地区内の規制を緩和し、同一地区内で連携し経営することが、最も現実的な方法と考える。ただしあくまで仮定としての制度的な(検討の)話で、現在の予定はない。

(北日本放送株)

- ・ (同一地域内の規制の緩和の必要性に対する質問に対して)今現在、質問の点に対して当社内で重要な検討課題とはなっていない。

(中部日本放送株)

【見直しへの考え方】

- ・ 同一地域内の再編にもハードの部分とソフトの部分がある。ハード部分については現在でも(ハード・ソフト分離制度を活用することにより)合併ができる。

(山本構成員)

- ・ 仮に1局2波となっても、媒体の特徴を自分たちで訴求できなければ、売上げ自体は単価が下がって1+1=2にならないとの指摘があった。

それは総合編成を2つ合わせるという前提かと思うが、そこを何か少し動かせば変わってくることはないか。

(山本構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / イ 役員兼任規制

【緩和の要望】

- ・ 議決権保有規制が1/5から1/3に緩和されたことなどを踏まえ、役員規制についても1/5まで兼任可能から1/3まで兼任可能に緩和することが適当。

(日本民間放送連盟、(株)テレビ東京ホールディングス)

- ・ 放送局の経営には放送局運営に通暁した人材が必要であるが、そうした人材は限られているため(キー局とローカル局間、ローカル局相互間共に)、役員兼任規制の緩和を望む声は多い。

(日本民間放送連盟、(株)テレビ東京ホールディングス)

【見直しへの考え方】

- ・ 他の産業の場合、コストの節減のためだけに持株会社化しているわけではなく、グループ全体の経営組織の在り方、機動性等を考えている。そうした点を考えると、放送制度は、資本だけでなく役員兼任といった面も規制を課しているが、そのような規制も一緒に緩和していけば、事業者にとってより使い勝手がよくなるのではないかと思う。

(小塚構成員)

- ・ ローカル局は、キー局のネットワーク系列の中に入っており、JNN系列だと28社あるが、現在も、営業、編成、報道等ごとに系列内で幹部同士が情報交換や意見集約を行う会議が行われている。現状でも十分ローカル局の考え方や意見はキー局に上がる形にはなっているが、その中で、認定放送持株会社の傘下に系列のローカル局が置かれることになれば、さらにその密接な関係が活かされるのではないか。

(株)電通

- ・ 企業経営の在り方が変わり、役員の在り方・位置付けが多様化していく中で、役員を一律に書くことは難しくなっているのではないか。制度自体はきちんと押さえた上で、テクニカルなところは省令等に落とす等柔軟な考え方もあり得るのではないか。

(小塚構成員)

- ・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形での発言の仕掛けがあった方が良くと思う。

(小塚構成員 再掲(p9))

(3) 具体的な見直しの方向性 / ウ 認定放送持株会社制度の12地域特例（「12」の枠の在り方）

【緩和の要望】

- ・ 認定放送持株会社について、現在12地域までとなっている認定放送持株会社が子会社とし得る地上放送事業者数の上限の緩和を要望するもの。民放ネットワークの経営基盤の強化、グループ経営の効率化、企業価値の最大化のために緩和が必要と考えたもの。

（日本民間放送連盟）

- ・ 平成20年の認定放送持株会社制度導入の意見募集の際に、12の上限について、関東広域局を7局相当として傘下に入れると、残り5局のみとなるのは、経営資源の効率的な運用、放送事業者間の連携等には不十分との意見を出した。

（日本民間放送連盟）

【見直しへの考え方】

- ・ （収益性の悪い）系列ローカル局の子会社化については、認定放送持株会社自身も上場会社である以上、その会社を傘下に入れる説明が株主に対して困難との話がある。

（株みずほコーポレート銀行）

- ・ ローカル局が赤字を出していたら組入れられない。逆に、ローカル局が黒字であれば、キー局としては組入れは可能であるものの、ローカル局側では組入れてもらう必要性が薄い。そうだとすると、マスメディア集中排除原則を緩和してまで複数の地上波（キー局とローカル局）を子会社化できる制度を導入した意味がないようにも思える。（ローカル局救済のみが目的というなら）元に戻してもいいのではないかという議論もあり得るのではないか。

（新美構成員）

- ・ （放送対象地域が異なる事業者間の）再編のコストメリットはそれほど大きくないとのことだが、現在は再編の規模が規制されていることが前提となっている。仮にこれを撤廃した場合は、（再編の効果が違うのではないか、）どうなのか。

（山本構成員）

- ・ （議決権保有比率を1/4にする方法の提案に続いて）1/3に満たない場合でも筆頭株主であるケースの影響力は大きいだろう。中長期的には、1/4かつ筆頭株主といった基準にした方が望ましい気がする。引き替えに、12地域特例の範囲の方を広げるといふ考え方もあると思う。ただし、これはまた大きな議論が必要になると思う。

（曾我部構成員再掲(p10)）

(3) 具体的な見直しの方向性 / エ 資産割合制度

【制度に対する評価】

- ・ 資産要件を規定している趣旨は、そもそも放送と全然関係のない会社が、単に外資による敵対的な買収などを防ぐために形だけ認定放送持株会社化するという乱用を防ぐこととされているが、その他にも、放送の公共性を担い得ないような会社が新規に認定放送持株会社として参入してくるのは公共的に問題だという観点がある。資産要件には一定の意義があるのではないか。
(曾我部構成員)
- ・ 認定放送持株会社の趣旨からすれば資産要件があるのは当然だと思う。
(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ 資産要件のベンチマークについては、他の数字を用いる積極的な根拠が見当たらないので、50%という分かりやすい数字を一つの手がかりにすることは常識的かと思うが、実際にはその上でどう弾力的に運用するかという問題がある。
(株)東京放送ホールディングス)

【緩和の要望】

- ・ 認定放送持株会社の資産要件に関しては、現在の制度では、認定放送持株会社における放送関連資産が常時1/2超である必要があるが、各認定放送持株会社の実情を踏まえて、制度の趣旨を阻害しない範囲での緩和を要望する。
(日本民間放送連盟、(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)東京放送ホールディングス、(株)テレビ東京ホールディングス、日本テレビホールディングス(株)、中部日本放送(株))
- ・ 認定放送持株会社の資産要件(放送関連資産が常時1/2超)をカウントする際の「密接に関連する業務」の範囲の拡大を要望する。
(日本民間放送連盟、(株)東京放送ホールディングス、(株)テレビ東京ホールディングス、中部日本放送(株))

【見直しへの考え方】

- ・ 事業者が頑張っても現預金がたまると、資産要件上ではマイナスに働く点を課題として指摘されるケースがある。
(株)みずほコーポレート銀行)
- ・ 一番の問題は現預金、売上に色がついていないこと。放送関連用と放送関連でないものと色分けをするときに、色がついていないものがあるので、それが放送関連でないというふうになってしまうと、うまくできないという問題がある。理屈としては、そこに色をつけるというのが一番正しい解決法。しかし実際に制度として書けない、会計の現場でできないのであれば、適切にそれに近い結果が出せるような規制の在り方を検討すべき。
(小塚構成員、長谷部座長、新美構成員)
- ・ 認定放送持株会社が事業子会社から利益剰余金を配当の形で吸収する、放送事業との境界面の事業拡大を通じて経営基盤の強化を図るなど、認定放送持株会社としてのグループ戦略に取り組むほど、資産要件から乖離する度合いを強めてしまう。構造的な矛盾があるのではないか。
(株)東京放送ホールディングス)
- ・ 放送用資産とはいっても、ほとんどのものは放送事業の周辺領域のものであるということ、また、認定放送持株会社として今後事業基盤を強化していこうとする場合に、外部とのM&Aや業務提携をするに際しても、資本提携がセットになるということが多いので、少しでも余裕を出していただくと大変ありがたい。
(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ 弊社のラジオ、テレビは、キー局に比して規模が小さい。地域の情報インフラとして機能・存続するには、グループ全体を経営的に強固にする必要がある。そのための統廃合、効率の良い企業のM&A等を行う場合をシミュレートすると、1/2では抵触する可能性があることが分かった。
(中部日本放送(株))

(3) 具体的な見直しの方向性 / オ マスメディア集中排除原則の衛星基幹放送に係る特例

【緩和の要望】

- ・ 認定放送持株会社の子会社とし得るBS放送のトランスポンダの数と東経110度CS放送のトランスポンダの数(現行は2以下)の上限の緩和を要望するもの。

BSや110度CSの衛星基幹放送のチャンネル数が飛躍的に増えたことを踏まえて、認定放送持株会社がグループ全体としてコンテンツの有効活用、放送サービスの高度化に対応できるようにすることを目的とするもの。

(日本民間放送連盟、日本テレビホールディングス(株))

(3) 具体的な見直しの方向性 / カ ラジオを取り巻く状況への対応①

【緩和の要望】

- ・ 実際に、ラジオの4局兼営特例を活用し、一社二波で運用を行っている例(FM802)も出ているが、経営の安定化のためには、更に緩和を行うことで選択肢を拡大することが必要。地上ラジオ放送に対する議決権保有比率、役員兼任規制の適用の全廃を要望する。

(日本民間放送連盟)

- ・ コミュニティ放送については、地上放送(テレビ、ラジオ)との合併・兼営を可能とすることを要望する。同一地域内のコミュニティ放送と地元ラジオ局、テレビ局が合併・兼営により、新たにコンテンツ展開や営業の展開に可能性が生まれるほか、災害時のきめ細かい対応にも期待できると考える。

(日本民間放送連盟)

【ラジオを巡る状況】

- ・ 本日の話で、ラジオの中短波が非常に厳しい事業環境であることを認識。この状況の中、ラジオ局をどのように残していくかを考えたい。

(柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官)

- ・ ラジオ事業の課題への対応については、どの局も永遠の課題。今、ラジオの業績は確かに下がっているが、放送の内容や営業について、やるべきことをやり尽くしていないのではないか。

(北日本放送(株))

- ・ ラジオに関して、全面的な規制緩和を要望しているが、これは一つの社が別の社を持つという経営の根幹にかかわる問題であり、具体的な話はこの場では出しにくい話であり、民放連としては、一般的な形で各社の要望を申し上げるところにとどまるもの。

(日本民間放送連盟)

- ・ 規制緩和をして経営のフリーハンドを持たせるということは非常に重要だが、ラジオはもうフリーハンド云々というより、かなり切迫した状況にあって、具体的に手を打っていないといけない状況。

(山本構成員)

- ・ ラジオは構造的にかなり経営状況が厳しい状態にあることは確か。経営困難特例が適用できる状態には至ってはいないものの、その一歩手前の、かなり難しい状態にある。経営困難特例の緩和というよりは、経営状況の悪化に対して、より早い段階で対応が行えるような制度を考えていかなければいけないのではないか。

(大谷構成員、山本構成員、山下構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / カ ラジオを取り巻く状況への対応②

【多元性・多様性・地域性の確保】

・ 多元性・多様性・地域性という考え方を一切外すということ
はなかなか難しいが、メディア全体の環境の中で、ラジオの
役割を考えながら、多元性、多様性、地域性の中で、どの部
分をラジオが守るべきかを考えて、そこはきちんと担保する。
しかし、それ以外の部分はある程度規制を緩和して、他のメ
ディアに委ねていくという考え方が必要になるのではないか。

(山本構成員)

・ ラジオに関しては、ラジオというメディア自体がある程度の独立
性をもって存在していることを、一つの多元性・多様性として見る
かということではないか。テレビの場合は地域性だけではなく、
多元性・多様性が全国ネットワークで統一されてしまうことをどう
考えるかという視点が強いが、ラジオの場合はむしろ同一地域
内で、テレビやコミュニティ放送との関係をどう考えるかという話
であり、そういった中でラジオというメディアがどの程度の自立性
を持つことが必要なのか、場合によってはラジオがあるというこ
だけで意味があるということなのかという話ではないかと思う。

アメリカのように車社会で、FM放送の収益性が高いならばとも
かく、公共性は高いけれど、収益があまり見込めないという状況
にある日本で、ラジオをどうやって放送全体の中で抱えていくか
という話だとすると、今のようなことを考える必要があると思う。

(小塚構成員)

・ 自社制作比率が高いことが、ラジオのそもそもの特性であり、
構造的なものだと言えれば、多元性・多様性・地域性が確保され
るものであり、マス排をある程度緩和しても問題ないということも
あるかも知れない。

(曾我部構成員)

・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局
の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会
社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取
締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形で
発言するといった仕掛けがあったほうが良いと思う。

(小塚構成員 再掲(p9))

【コミュニティ放送との兼営について】

・ (民放連のコミュニティ放送とテレビ、ラジオの兼営要望に
ついて)コミュニティ放送の放送エリアは市町村単位、通常
のラジオの県単位での県域免許と、視聴者の対象も異なる。
また、経営の母体も実態面は相当違っているのではないか。
コミュニティ放送の市町村単位でのきめ細かなサービス等
に悪影響が及ばないようにすべき。

(大谷構成員)

・ 民放連から要望が出ていたが、ラジオの重要性を考えると、
ラジオとコミュニティ放送との間のバランスが現行制度
のままで良いのかどうかについて、議論する余地があるの
ではないか。

(山下構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / カ ラジオを取り巻く状況への対応③

【経営悪化に係る措置】

- ・ もしものための(経営上の)セーフティネットの仕組みについて、検討していただきたい。(株)電通
- ・ (経営状態の悪化に対処する制度は)民放側からはなかなか危機が現実化しないと要望としては出てきにくい性格のものかもしれないが、制度としてはあらかじめ考えておく必要がある。(日本民間放送連盟)
- ・ 現行の経営困難特例は、会社更生法の適用など、もはや手の施しようがなくなった段階でしか使えない。本来であればもっと早い段階で手が打てるようにしておく必要があるのではないか。(小塚構成員)
- ・ (経営困難特例について)これは認定放送持株会社制度ができる前に作られた仕組み。適用条件が非常に危機的な状況、つまり利用がやむを得ないような状況で、やっと(対象会社に)手を出せるようになってきていること、せつかく資本注入して投資してもそれを十分に回収できないまま一定の期間経過後に強制的に売却させられることになることは大きな問題。その辺を含めてこの制度をもう一度検討して欲しい。(株)東京放送ホールディングス
- ・ 現在の経営困難特例はあくまでも視聴者の保護という考え方がベースで、電波を止めないためのもの。ラジオを積極的に再編できるような仕組みを考えていかなければいけないのではないか。(大谷構成員)

【今後の検討について】

- ・ ラジオの問題は、(本研究会と併行して開催中の)「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」で、現場の実情や要望を踏まえた検討を実施中。制度面で不都合があればこちらの研究会にフィードバックされることになる。(柴山総務副大臣)
- ・ 強靱化検討会におけるラジオの検討は施設や技術面の話が主。検討の中で制度面の課題が出てくると思うので、その場合には、こちらの研究会で議論して欲しい。両研究会で相互にフィードバックする関係になればと思う。(山本構成員)
- ・ ラジオについては、まず相互の強靱化検討会で検討していただき、何か制度面に関わる話があれば、当研究会にフィードバックしていただく話と考えている。(長谷部座長)